

# 山国五社明神宮座の解体過程

——丹波山国農兵隊成立史——

仲  
村  
研

## 目次

はじめに

一 山国五社明神の宮座

二 常照寺一件

三 神領再興・官位拝任一件

四 山国農兵隊の結成と分裂

むすびにかえて

## はじめに

本稿は、丹波国桑田郡山国地方において、中・近世を通じて確固として存在していた山国五社明神（山国神社）の宮座が、明治維新を境にして急速に解体してゆく過程を跡づけ、その要因を探ろうとすることにある。

同志社大学人文科学研究第二研究（日本封建制研究）会のグループが、昭和三四年以来、この山国地方を対象

として共同研究を継続し、昭和四二年春に『林業村落の史的研究』を公刊したが、この研究について、グループの反省点や、課題を出してみたところ、私たちのほとんどが問題とした山国五社明神宮座が、いつの時点で、どのような理由で、いかなる過程をへて解体するのか、ということの追求が不足していた点が指摘された。

たとえば、竹田聴洲氏は、本書の所収の論文「近世山国本郷の惣郷宮座」を結ぶにあたって、「近世を通じてあれほど固い組織をみせた惣名主の宮座が、明治維新を画期として自後全く片影をとどめないまでに一挙に解体してしまふことは、かの勤王山国隊のごとき特異な民兵組織を維新时期に生み出してくることとおそらく内面的な関係をもち、近世の名主仲間という組織そのものに一定の矛盾契機が次第にはらまれてきていたためではないかと考えられるが、すべて後考にまつほかはない。」<sup>(1)</sup>とされ、また松本通晴氏も同じく「丹波山村の同族組織と村落構造」の終りの部分で、「この山国には、明治初年まで山国旧名主層で構成する五社明神の宮座組織があった。この組織の座株はきわめて封鎖的であるとともに、旧名主家の家としての存続を補強し、またこの宮座において本分家間の序列はきわめてきびしいものであった。(中略)しかし明治以降の宮座の廃止は、これらの家と株内の序列関係を解体させる要因であった。けれども明治初年の『山国隊』出陣は、山国旧名主家を中心として組織されたことから、再び家格ないし身分意識を高め、そしてこのことは、その後も明治絶対政府の支持のもとに温存されてきたのである。」<sup>(2)</sup>と指摘されている。

竹田・松本両氏の所論には、視角の違いとは別に、勤王山国隊の成立についての微妙なくい違いはあるが、にもかかわらず、宮座の解体と山国隊の成立とは必然的なつながりがあるとすると共に、共通した評価がある。私も旧稿<sup>(3)</sup>において、「中世以降明治初期にいたるまで山国の村民生活と結びついていた(宮座の)大杉方・棚見方の意

味と役割を、現在、山国地方の人々がまったく存知しないという事実は不可解というほかはない。」として、明治以後、山国社会が宮座や家格を忘却しようと努力してきたようなふしがあるのを、いく度かの現地調査の結果に得た体験としてのおいておいた。そして、この問題を解明するにはひとつの手懸りとして、宮座が解体する経緯にあると考えてきた。いうまでもなく、宮座が解体するという現実には、宮座を維持している村落の、一定の変動の反映である。本稿では、村落の変動を政治の側面にしぼって、宮座の解体過程を追究したいと思う。この課題を果すことが、先にふれたように、『林業村落の史的研究』の執筆者の共通の関心でもあり、また山国から農兵隊が出現する必然性と、山国をかたちづくる村落構造の特殊性と、その変動の様相を解明する手懸りになると思われる。以上の点から関係史料を紹介し、あわせて若干の考察を加えたい。

(1)(2) 同志社大学人文科学研究所編『林業村落の史的研究』一二九、一三〇ページ、五三三ページ。

(3) 拙稿「中世末期の丹波国山国庄」（同志社大学人文科学研究所『紀要』第七号）。

(4) 山国農兵隊については、永井登『丹波山国隊誌』、水口民次郎『丹波山国隊史』、河原林禮一郎「山国隊の実戦記」（『日本精神講座』第六巻所収）、絲屋寿雄「維新民兵の先駆『山国隊』について」（『軍事史研究』第二巻第三号）があり、井上清『日本の軍国主義Ⅰ』にも若干紹介されている（一四五ページ）が、山国郷中に内在する問題から農兵隊を論じたものは皆無である。

## 一 山国五社明神の宮座

山国五社明神の宮座の解体を論じる先だって、この宮座について若干の説明を要する。詳細は『林業村落の史的研究』に譲るとして、ここでは概括的な紹介にとどめたい。

山国庄の中世末期に成立していた伝承によると、山国庄の起源は、律令国家が平安遷都のさいに「御杣御料」

と指定されたことに発するといふ。すなわち、造都用材の伐採、搬出のために三六人の官人が柚人として配置され、三六人がやがて五二人の子家を分出し、計八八人の柚人が「五三寸三尋荒木」という用材を貢納したため、国家から所領・家録のほかには功田を永代給与された。そして、三条院の長和年間に、朝廷より山国五社明神の造管料一二五石が下され、この神役勤仕のために、当初に置かれた三六人の柚人に因んで、「三十六名」が設定されたといふのである。山国庄の「三十六名八十八家」と称されるのはこれである。いうならば、三六の名田に八八家の名主がいたといふことである。一名田について二人か三人の名主がいた勘定になる。この点はたんなる伝承ではなく、中世末期の山国庄の名田と名主の関係を示している。たとえば、元亀二年九月に作成された算用帳をみると、ほぼ二町前後の均等な名田に二人ないし三人の名主がおり、一名田に二名主の場合は一町と一町、三名主の場合は一町と五反・五反といふように名田が分割されている。

このような名体制は均等名体制と称されているが、この体制が太閤検地の直前まで残存している庄園は、他に類例をみない。それは、庄園領主である皇室が、山国庄を最後の財政的拠点として確保するため、名主の領主にたいする公事の均等負担を維持する側面をもっている。すなわち、均等名は多分に作為性をもちつつも、公事負担者である名主の階層分解を阻止する役割をもっているが、名主の側からすれば、均等名に結合している名主の組織は対等な関係をもち、領主にたいする抵抗の組織であるとともに、名主の下から成長してくる小百姓層にたいする抑圧組織でもある。このような歴史的性格をもつ名主の結合が惣庄である。

一六世紀の山国惣庄は右に述べた性格を典型的に具有している。そしてその結合は、庄園の鎮守である山国五社明神の神事組織に典型的にあらわれている。中世山国庄の「三十六名八十八家」と称されるものも、庄園領主

である皇室への公事負担者の確認であり、それがそのまま山国五社明神の宮座構成員の表示でもあったのである。山国庄は中世後期には一・二カ村に分れ、ここに「三十六名八十八家」があったことになるが、末期には一・二カ村のうち枝郷四カ村が本郷より分離し、一六世紀の段階で山国庄といわれるのは、八カ村で二八名半六四家であった。したがって、この六四の名主家が宮座を構成しているのである。

宮座構成員は大袖方、棚見方のいずれかに所属している。右にあげた六四家は、一五名半三五家が大袖方、一三名二九家が棚見方に属している。この二つの組織は、元来は袖山の地域区分を指すものであったが、これらの袖山を利益する名主の組織を示すものと化し、領主にたいする公事貢納の単位となっている。たとえば、大袖方は一五名半の公事年貢をまとめて貢納するのである。したがって、二つの組織には、各々に所属する名主のうちから、各々三人の庄官沙汰人がおり、この職掌は家筋によって固定していた。この支配のための組織が、そのまま名主の自治組織となっていた。山国五社明神の宮座は、このようなかたちで近世をむかえる。

太閤検地は周知のように名主の特権を否定するものであった。惣庄の共有山林も各村に分割された。寛永年間にはかつての山国庄の共有財産が処分された。この分割の基準になったのは斧役一〇八挺である。かつて山国庄一・二カ村のいわゆる「三十六名八十八家」は、分家を輩出して一〇八家になったというのである。そして、村に名主家がいくつあるか、換言すれば何挺の斧役があるかによって、惣庄山が村へ分割された。村に分割された斧役は、村内の諸条件によって細分化されていった。たとえば、中江村では九挺の斧役が一四人によって負担されている。斧役負担者はかつての名主と、名主に個別的に隸属していた古住人（京上歩持役士）層などから構成されており、かれらの利益する山が斧役の対象となる山、すなわち役山と称された。一四人の斧役負担者に、小百姓

から成長した農民が加わって本役人といわれ、中江村ではその数は一八人であった。その後、本役人でありながら、斧役の對象から除外された人々の反撃に遭い、名主系分家などを若干これに加えた。

近世の山国五社明神の宮座は、枝郷四カ村を除く八カ村の斧役人のうちの名主家を基本的な構成員としている。宮座構成員は年が変る度に大袖方・棚見方の座付帳に公表され、ここで座衆と座席の順列を確認したのである。この座付帳の元帳とでもいべき基本台帳が、山国では『古家撰伝集』といわれ、宮座に参加する家筋と名主同族内部の家格序列が明記されている。しかし、『古家撰伝集』記載の家筋は、近世を通じて固定したものでなく、社会変動を反映して変化する。近世初頭より明治維新まで五回にわたって『古家撰伝集』の改訂が行なわれているが、改訂の基本的姿勢は、従来の宮座構成員の家筋と序列を維持する以外のなものでもない。

一八世紀の半、山国八カ村のうち鳥居村の郷土筋目、舟越儀左衛門が、その当時、「所々筋目家々ハ次第ニ身上ふり悪敷、由緒無之もの共富貴ニ寵成候様ニ相寛、末々ニ到候ハ、普代家来之者共我儘可申哉」と家格制の動揺を慷慨し、誇り高き名主家の由緒を書留めているが、このような事態が宮座にも当然反映していると考えられ、変動の一定の集積にかんする清算が『古家撰伝集』の改訂としてあらわれたのである。もちろん、改訂には宮座成員全体の承認を必要としたことはいうまでもない。

山国五社明神の宮座について、中世と近世との決定的な相異点は、中世の宮座構成員が名主家に限定されていたのたいし、近世のそれは名主家以外のものをも若干包摂したところにある。それは山国一〇八挺の斧役負担者が名主家にとどまらないことと同様である。すなわち、中世山国庄にあって、名主家に個別的に隸属していた京上歩持役士が、一八世紀後半から宮座への参加を承認される。京上歩持役士は近世には古住人と称されている

が、中世末期においては名主の下に独自の階層を構成しており、太閤検地以後、村単位に分割された斧役を所有するにいたっている。古住人層が宮座に参加したのは一八世紀後半の宝曆年間であるが、この時には古住人は古住人の姓で登録された。ところが一九世紀初頭の文化年間には、古住人は准庶子、新席という家格で名主の姓を冠して出座している。たとえば、井戸村の名主江口氏の従類で古住人と称される中野次郎右衛門は、宝曆年間の『古家撰伝集』では「中野次郎右衛門」、また天明年間の『名主旧例改書』では、「仲野次郎右衛門」と登録されているが、一九世紀初頭の文化年間のそれでは同一家系が准庶子の「江口藤蔵」として登録されている。つまり、文化年間の山国五社明神宮座の構成員は、本家、曹流、庶子、准庶子、新席の五つの家格序列をなし、その中核に名主家本家があるという同族擬制を呈する。しかも、全体としては本家の連合が曹流以下にたいし規制力をもつのである。名主家本家が絶家した場合、この名跡をどう処置するかは曹流以下によって決定されず、名主連合全体として、他の名主家がこの名跡を兼帯するか、曹流以下が相続するか、休席にするかのいずれかに決定するのである。

右に述べた宮座組織は村を超越して存在した。中世末期の庄の規模が、構成員に若干の変動はあったにしろ、依然として宮座のなかに維持される必然性が何であるかについては、かならずしも明らかでないが、ひとつには、斧役の挺数にしたがって、村の斧役人に配分された山林の、伐採から搬出、搬出から市場への放出にいたる過程は、村単位では行なえない。すなわち、京都における直売店の経営、市場価格と伐採の調整、筏による大堰川流下にもなう河岸・河床の整備の問題など村を超えた庄規模の単位が依然として必要であったのである。したがって、その場合、中世の庄園制的遺制がたんなる遺制として残存するのではなくして、近世山国林業の要請

として庄園規模の宮座が再編成されて残存したと理解すべきである。山国五社明神の宮座が神事のみでなく、毎年正月、年度初めの会合で前年度の材木売買の決算報告を行なっていることは、山国地方の宮座のもつ役割を如実に示している。

以上、略述してきた山国五社明神の宮座は、近世の経済変動にたえて幕末にいたった。もちろん、先述のように、一定の変動のあと宮座構成員を再編成し、これを再確認することは近世を通じ五度も行なわれてきた。しかし、幕末においては山国の社会内部に惹起している諸々の変動は、『古家撰伝集』の改訂で片付けられないところまでできていたのである。以下、この問題を具体的事実<sup>(1)</sup>に即して考察してゆきたい。

## 二 常照寺 一件

大雄山常照寺は井戸部落の寺山にある臨濟宗天竜寺派の寺である。この寺は幕末の山国において政争の目となるが、山国において当寺のもつ意味を少し述べておく必要がある<sup>(1)</sup>。

常照寺の開山は光嚴院である。院は南北朝の内乱のさ中、畿内近国を転々とし、貞治元年にいたって、以前より皇室の財政的拠点と目されていた丹波国山国庄に留まって、そこに常照寺を開いたのである。翌貞治二年七月、光嚴院は当寺で崩御し、寺の背後の山に葬られた。また光嚴院を追慕した後花園天皇も遺詔によって同所に葬られ、後土御門天皇の分骨も当寺に安置された。このように常照寺は開山以来皇室と深い関係にあり、山国庄が皇室領庄園であること<sup>(2)</sup>あいまって、この地方における常照寺の位置は重要であった。近世において、山国各村と常照寺との関係は、比賀江村の一部が梶井宮門跡領であるため、その所領の住民は同村にある天台宗最玄寺



の檀家になっていることを除いて、ほとんどの村に常照寺と本末関係をもつ寺庵があり、村民は村の寺庵を介して常照寺と関係をもった。そして常照寺の運営については有力な檀家である名主層に委ねられていた。この場合、常照寺は山国のみならず黒田、小塩という枝郷の寺庵の本寺でもあり、そのため山国五社明神宮座が八カ村名主中であるのたいして、常照寺は比賀江村の一部をのぞき初川村を含む一三カ村の村民によって支えられていた点が対象的である。この点が次に述べる常照寺一件を惹起した一因となる。すなわち、山国五社明神の宮座から疎外されている経済的には有力な村民が、常照寺に結集し、従来、寺の運営に従事していた名主層を除外して独自の活動を開始するところに、常照寺一件の本質があると考えられる。そこでこの問題にせまるために、四点の史料を紹介し、その検討からはじめよう。

〔I〕 魯山和尚日記

(慶応二年六月)

(常照皇寺所蔵)

十九日 早天塔村・鳥居村エ召状遣ス、不及是非、皆々此日集会之人ニハ、十五日同様之事也、此後勘定万端出銀辺之相談、尤主席モ面会一通リ之事ハ頼置也、一先引統ス、直栄公出席一統へ面会、立板ニ水ヲ流ス如く、自由自在ニ方便ヲ以説得、七ヶ村之者モ皆々降伏、然ル処、大ノ村恵次郎方々紫衣ニ付、御取替申置候金子、急々御返却被下ト申来、直ニ其ノ書状ヲ以、七ヶ村之者エ披露致シ候処、人氣大ニ立、杉浦領之者ヲ銘々思ヒ、ニ悪口申、是迄之世話方ヲモ吾人トシテ好く申者無之、暫時ノ間ニ金子之義モ事定成事、一番ニ宮村西宗治郎の口切ニ而、金百両受合、夫の上黒田・下黒田・小塩村ト追々ニ銘々百両、弐百両と争ヒニ成、急ニ六百両相調、尚又、井戸村今木重三郎事ハ、元来、紫衣一条ニ付而者銀方也、故ニ取替之分三百両ハ其儘之様也、此人ハ実ニ直栄公同様、此度之義及其外万端ノ直功ナル事護法神之化身ト存スル也、殊ニ

説 五百年以來ニ始テ心持之宜集會未曾有之事、尚又、当山之家來ニ成度者、追々願來ル、是又未曾有事也、

論

〔II〕

乍恐口上書

一私共義、百性稼罷在候処、去十月中常照寺用向之節、苗字相名乘帶刀可仕旨、右寺役人中々被申渡候ニ付、請いたし度旨、其段当御役所様へ奉伺候処、同十一月勝手次第第二請いたし候様ニ被仰渡候、然所 光嚴天皇 後花園天皇 後土御門天皇御陵御普請御成功ニ付、守戸役被申付候間、大切ニ可奉守護候、依之、給米可被下候処、国事多端之折柄ニ付、当分之内銀子可被下旨、戸田大和守様御役宅ニ而被仰渡候付、御請申上度奉存候間、何卒右之趣御聞届被成下候ハ、難有可奉存候、以上

慶応三卯年五月

丹州桑田郡井戸村

今	木	重	三	郎
大	宅	喜	左	衛門
井	口	松	之	助
樋	爪	林	藏	
岡	崎	一	馬	
太	田	与	兵	衛
初	田	利	兵	衛
左	加	久	右	衛門

(井本一夫氏所藏)

〔III〕

簡 条 書

同州同郡塔村

草木勘解由

同州同郡黒田宮村

西 嘉左衛門

同州同郡<sup>(下)</sup>黒田村

井本敬次郎

同州同郡初川村

上西彦之丞

（鳥居等氏所蔵E一七〇？一七五号）

一(一) 禁裏御料之内、小堀数馬殿御支配所山国塔村草木文左衛門之義へ、丹波今津村之出生ニ而、草木庄右衛門方へ式拾八九年

以前ニ入家相統仕候へ共、実子無御座、先庄右衛門之悴嶋之助ト申者一人有之、八九才之時、養育来、右嶋之助三十才計ニ相成候内、拾四五年之間、嶋之助実母うたト申者ト親子兩人、文左衛門ト家内不気合ニ相成、親子之間柄ニ而、度々喧嘩致、村方へ申出、村役所之者共茂心配仕、何分不相統ニ差掛リ候間、嶋之助へ段々理解申聞候得共、其砌ニ者、同家内

ニ定助ト申者、嶋之助之腰押仕候故、村方之理解相不用、ついに御支配所へ及出訴ニ、親子之間柄、公事ニ相成、嶋之助入牢仕、則此論談悴嶋之助養父之事ゆへ、母うた共不道理ニ存候得共、是の家内親子四人、段々不和合ト相成候事、

一(二) 嶋之助義入牢致候ニ付、村役人深心痛仕、段々歎願仕、御答御赦被成下、右本人村役人へ御預ケ相成、是の家内左衛門身之上我儘ニ相成候ニ付、四五ヶ年以前、丹波国馬路村之郷士ト語ヒ申合セ、聊之由緒を以、一橋殿へ直々之御家来同様ニ相

成可申候、大金を費し願立候処、元來馬路村之郷士共、其領主ヲ見限候程之折柄にて随氣致、既ニ京都旅宿ニテ右郷士之内乱妨致、御咎ヲ蒙リ、其節文左衛門義ニ付入牢にて相成候、村役人段々心痛仕、其罪咎御免ニ相成候得共、是ハ嶋之助ニ引替へ、段々工ミ事仕候ニ付、村方へ如何様之災難事も難計、一統心配仕、此頃より氣合不致候事、但此時ハ人見弥九郎ト相名乗、一橋へ入込候事、

(一) 一山国井戸村ニ而、常照寺ト申天竜寺末寺御座候、則寺役人之義者、常照寺門前寺山村ニ夫々往古ハ付被置候処、此度右御墓所ニ守戸役にて兩人被仰付候ニ付、重立候者、山国郷内宮村嘉左衛門・下黒田村敬次郎・井戸村重三郎・同喜左衛門・塔村文左衛門、是等之者共ハ重役ニ而、下役人村々ニ相拵へ、多分の金銀ヲ貧リ、帯刀為致、守戸役人唯今ニ而者多人數ニ相成、右文左衛門ヲ始メ、重立候者共申合セ、古來ハ相統仕候山国社司名主之規則を取崩サント致、同村内ニ至迄守戸役ヲ相勤メ廻リ、少々金子ヲ為出、或ハ立入方ト唱へ、或ハ出入衆ト唱へ、常照寺へ出入為致候者も有之、元來常照寺之義ハ前々ハ国方名主より世話仕來候処、近年守戸役ニテ万端取計致、既ニ国方取締迄相崩、是ハ名主之者ハ不及申ニ、一統文左衛門不氣合ニ相成候事、

(二) 一常照寺守戸役之者共心得違致、寺之權威ニ乗シ、御料七ヶ村組内之義ハ、是迄鳥居村・塔村式ヶ村、七ヶ村之取締村ニ而、御両地所ハ被仰付、取メ惣代仕來候処、文左衛門ヲ始メ守戸之者、組内之事まで勝手儘致候<sup>(付之)</sup>、七ヶ村組内之義も不氣合ニ相成候事、

(三) 一文左衛門常照寺之權威ヲ以、小前之者ヲ惑し候上ニテ、同人家筋社司之内にて名主本家之筋目ニ候得共、此度相改、御墓所守戸役ト相成候上者、夙村ト同様ニ相心得、村方ニても外家筋由緒可有之者ハ不氣合ハ勿論、縁組又者諸立会之義、自然ト不仕様相成可申事、

(四) 一塔村三明庵・地藏院式ヶ寺トモ常照寺末寺ニ御座候ニ付、三明庵且中三拾式軒有之、十ヶ年以前ニ且中大半類焼仕、必死ト難渋仕候折柄、常照寺ハ住持へ出世を勸メ、難渋之中ニテ兩度出世為致候処、一昨年郷内凶作ニテ、百姓村々困窮ニ落入候処へ、又々三明庵<sup>(色)</sup>転位是非共為致候様、文左衛門ヲ以本山ハ申付、困窮之且家故平ニ断申候義ヲ、本山ハ彼是申立、

一兩度も常照寺役僧参り、權威ヲ以相勸メ候得共、且中承知不致、達而断申居候内ニ、一昨年十月前ニ三明庵住持引連、文左衛門彦人登山致、寺世話人代并ニ且家中惣代として、文左衛門自儘ニ而転住為致、且中へハ一応之沙汰も無之、一存之取計ゆへ、右出世入用金、本山の急ニ持参可致旨申参り、且家之者共ニ統驚人、心外之事ニ而、弥以手強く断申立候ニ付、文左衛門ト益々不気合ニ相成候事、

(四) 一三明庵住持身持甚以不如法ニテ、是迄度ニ且中より異見仕候得共、且家之者之言条ヲ相不用、近来村方之取締を破、婦人ヲ寺内へ引入置、御法度之諸勝負ヲ致、甚不持之段、如何様ニ申聞候へ共相不用、然処、文左衛門義ハ村方重立候者ニ而、同苗定助・同伊織、右三人村方且中之取締方存<sup>(五)</sup>住持身持不如法之次第、且中立会之節談合致候へ共、住持之相談ニハ取合不申候故、則且中之者之強ク理解仕候得共、相不用、尚二月十三日夜、且中ニ多分損ヲ掛置、婦人ト共ニ脱走仕候得共、右三人之者更ニ相不構、益々且家之間不気合ニ相成候事、

(六) 一塔村敬助ト申者、村方重立候者ニ而、取締仕来、是迄長々常照寺の相被頼、世話方致、常照寺ニおゐてハ、格別相勤候者ニ而、先住持の院号迄何被置候処、昨年霜月ニ死去仕、文左衛門義同家ニ乍有、常照寺役僧ト馴合、葬式之砌、右三明庵住持<sup>(七)</sup>転住之節ニ官金、此度不残出金致し不申而ハ、取置不致坏と申立、且家も氣之毒ニ存、段々取扱致候へ共、何分文左衛門・定助申合セ、常照寺之役僧へ申合、敬助死去之砌も文左衛門者同家ニ乍有他行仕、葬式相濟候迄帰宅不致、常照寺の下ケ置候院号居士大姉号迄取上ケ持帰り、宿坊一人ニ而乍残念取置仕、夫より文左衛門・定助・伊織三人之者、益々不気合ニ相候事、

(八) 一常照寺役僧も文左衛門・定助・伊織三人の外ハ、三明庵且中之者死去仕候共、葬式取置不致ト申付、先規之振合も取崩シ、且家三拾二軒之処、内三人ハ常照寺随氣之者、其余廿八人之者ハ宿坊無御座、無抛一統談合ノ上、太政官表御上様へ及出訴、双方対談被仰付、三明庵不如法、本山之執計、文左衛門一存之執計之段、常照寺役僧返答無之恐入候ニ付、下ニ而対談被仰付、夫も村方へ引取、且中も常照寺へ度々対談ニ参り候得共、文左衛門・定助・伊織三人之者より日々常照寺へ登山致、内談申度候趣ニ而、且中々之対談も、常照寺の勝手成事申立候間、不行届ニ相成、百姓方も農前之事ゆへ破

談致、其趣以書付、太政官表へ最前之諸願書願下ケ致、名主之分明、神社之司之廉ヲ以、神道御願申上候処、早速御聞濟ニ相成、当方より拾八人之者、自葬祭被仰付、是ノ村内ニ而神道、仏道立分レ、益々不気合ニ相成候事、

- (一) 三明庵且家の儀ハ三十式軒之処、<sup>(二)</sup>同三人者常照寺へ随氣之者ニ而、何事も差免し候得共、残り廿九人之者本山之執計致不  
 一 吳、廿九人連名惣代ヲ以出願之留主中、文左衛門・定助・伊織、右三人の者より愚知愚味之者ヲ呼寄せ、色々申合、名前  
 人留守中女計リ留主致居候ヲ惑し、印形為出、文左衛門始メ都合十四人、三明庵且家ヲ相拵へ、連印ヲ以常照寺へ文左衛  
 門ノ持參致、夫ゆへ元廿九人不帰依之者、相互ニ気合不致、村方取締事万事相崩、是全右文左衛門任業ニ御座候事、  
 一 文左衛門ヲ始メ守戸之者共、常照寺之住持ト談合致、山論迄相工ミ、其後文左衛門御所任丁頭生駒山国ト申者へ深ク入  
 込、山国八ヶ村名主社司之分ヲ生駒山国之下ニ付置所存ニ而、色々様々ニ相働候へ共、迷惑ニ参リ不申、是等之義ニ付、  
 一 国方名主之分不気合ニ相成候事、

依而當春御総督西園寺様へ出兵仕り申候、同道不仕候事、

右ケ条之通、相違無御座候、文左衛門近頃何之用向カ相分リ不申候得共、折々御堂所方へ出入仕候間、猶又工ミ事出来候得者、追而以書付御願可申上、是迄国方村方不気合之次第柄奉申上候、急々御吟味被成下候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上、尤郷内外村方ニ而、格別之趣意も無之候得共、常照寺一件、其全国方規則を乱し候故、彼是と不気合ニ相成申候得共、以後改心仕、右様自儘致し不申候得者、於郷中差而申分無御座、其村方へも挨拶取扱ニて及奉存候、

〔IV〕 河原林安左衛門日記

(慶応四年閏四月二十五日条)

太政官ニテ常照寺ト山国塔ノ邑中ト出入ニ付、常照寺請書之写

御請書

(河原林孟夫氏所蔵)

常照寺役者<sup>五</sup>

其方末寺三明庵儀、不律脱走ニ及候始末、本末之間柄不存知趣申張、且同寺転任期延之儀、担家中申出候処、同邑文左衛門ヨリ転任相願候由ヲ以、勝手儘ニ取計相改、元来、檀家之不熟ヲ不相札、輕忽之致方甚以不束之至ニ付、自来、其寺ヨリ檀家へ対シ新規新法採決而不相立、万端仕来通り処置可被遣候、附てハ其寺ニ於テ立替之官金之儀、精々有赦可致候、尤寺檀之間柄、以後水魚ノ困<sup>思</sup>ヲ成シ、聊不帰依不申之様、願人之者共立<sup>テ</sup>謝<sup>テ</sup>熟<sup>テ</sup>可致旨、和談之上者、早々可申出候衷、

四月

右被仰渡之趣、難有奉得其意候、依而御請書差上候、以上、

辰四月

常照寺役者

瑞泉庵

靈岩寺

寺院掛御役所

右にあげた四点の史料は、常照寺一件にかんするもので、これによって事件の推移を追ってゆきたい。

〔I〕は幕末から大正時代まで常照寺の住職であった魯山和尚の日記の一部である。それによって、慶応二年六月一九日に常照寺で起った些細な事件の有様を知ることができる。すなわち、慶応二年から三年以前の文久三年は、常照寺にとって開山光嚴院の五百年忌にあたり、御遠忌の準備のために堂宇の修理が行なわれた。この事業と平行して、常照寺は朝廷に紫衣の特賜を要請し、寺格を高めるための準備を行なっていた。そして慶応二年二月に紫衣特賜の免許をえたが、この件について多額の費用を要した。ところで、大野村は常照寺に近接する村で、しかも世話方の名主が多数いるとの理由で、借財にかかわる事務に従事して、一ニカ村へ割賦する常照寺入

用金を一時的に立替えることが多かった。大野村が立替えるとはいっても、事実上、同村の世話方が代行していた。慶応二年一二月の大野村中の訴状は、〔I〕の史料に登場する大野村恵次郎を擁護する立場で記され、〔I〕に記されていない事実が判明するので関係部分のみ抽出しておこう。

魯山和尚の紫衣特賜の道中費用二〇〇両は大野村が立替え入寺儀式も無事終了したが、和尚が上京中に賀嶋富三郎なる者から一、〇〇〇両の入用金を借用したので、その処置について村々世話方名主に申入れがあった。慶応二年という年は山国の村々にとって経済的に困難の時で、このような事態を無視し、和尚の独断で借金したことには疑問があるが、紫衣の拝領はほかのこととは異なるので、世話方としては条件を提示して一、〇〇〇両の借金を処理することに決定した。その条件とは、

此後者何事ニ不寄、世話方始村ニ江相談無之、自儘勝手之義者一切致間敷旨、和尚・役者連印ニ而書付被差入候儀ニ候ハ、右書付を以、村々江程能申入、出金可致様之取計可致、

ということであった。これにたいし魯山和尚は申入れ条件を拒否したため、旗本杉浦領の下・辻・中江・比賀江・大野の五カ村の世話方名主は、常照寺から除外され、井戸・鳥居・塔・小塩と黒田三カ村の七カ村で世話方を組織し、逆に杉浦領五カ村へ詫状を要求した。また大野村が立替金二〇〇両の返済を要求すると、魯山和尚は詫状を入れなければ返済しないと取扱わず、

其後者も帯刀いたし候旧家之ものも無之候ニ付、右七カ村小前百姓共相招キ、程々申諭し、無謂ものゝ苗字帯刀を差許し、多分之金子取集メ、既ニ常照寺御用所抔ト申立、

といわれるような行動に出ている。



〔I〕および右の大野村中訴状から知られる重要な点は、紫衣特賜の問題について、魯山和尚は、山国・黒田二カ村と称される村々を、禁裡領七カ村と杉浦領五カ村とに分けて意識的に対立せしめ、禁裡領の、しかも「無謂もの」、すなわち非名主・小前百姓にたいして、名主家が山国五社明神の宮座で得ているところの、山国内での苗字帯刀の権利を、常照寺が独自に附与し、その代償に寺の抱えている負債を償却させようとしたのである。

魯山和尚の日記における旗本杉浦領大野村の名主家河原林恵次郎と、禁裡領井戸村の非名主家今木重三郎の両人の、常照寺にたいする関係の仕方を意識的に対比する態度は、常照寺一件が惹起する要因となっている。

紫衣特賜のさいの借金の処理をめぐって起きたこの事件に、常照寺側に組織された農民の姓名は、〔II〕に連記されている。その人数は井戸村八人、塔村一人、黒田宮村一人、下黒田村一人、初川村一人の一二人で、井戸村の八人は非名主百姓が主であるが、枝々郷である初川の上西彦之丞の不明なのを除いて、塔の草木勘解由(文左衛門)、黒田宮の西嘉左衛門、下黒田の井本敬次郎の三人は名主家に属する。常照寺に結集した常照寺侍とか守戸役と称されるものは、右にみたような非名主家と名主家からなっているが、この名主家が村の中でどのような位置におかれていたか、またいかなる行動をしたかについて〔III〕の史料で検討したい。

〔III〕の草木文左衛門は〔II〕の草木勘解由のことである。弘化四年の『改正古家撰伝家』の「三十六名之夏」の部分では、

井戸村  
江口右近  
塔村  
平井  
一武光  
武町武拾五代

平井曹流宝永二年  
変名ニ付庶子座江出席  
宝曆十三年本家相続  
江口  
当時  
草木文左衛門  
小島助左衛門

説とあり、村別の名主家の記載は、

論

棚見方右座  
一本家

曹流

庶子

武光名  
草木文左衛門<sup>㊦</sup>  
宝曆十三年分家出席 草木定助<sup>㊦</sup>  
安永五年庶子出席 草木伊織<sup>㊦</sup>

となつてゐる。つまり、中世山国庄の三六名のうち、棚見方に属する武光名の三人の名主の中で、名主平井氏の名跡を継承しているのが草木文左衛門家であつて、五社明神の宮座の座席は、大袖方と棚見方のうち、棚見方の右座であるといふのである。そして文左衛門家を本家として、同姓の定助、伊織が曹流家、庶子家の家格で宮座の出席することを名主中から承認されてゐる。

さて〔Ⅲ〕によつて草木文左衛門の行動を検討するわけであるが、年欠のこの史料の成立の時点を確認しておかねばならぬ。幸い第一条の末尾に「依而当春御総督西園寺様へ出兵仕り申候、同道不仕候事」とある。文意は「(名主中は)この春西園寺公望の率いる山陰道鎮撫軍に参加したが、(草木文左衛門は)これに参加しなかつた」といふことであるが、「当春」とあるので慶応四年に相違なく、六・七・八・九・一〇の五カ条の内容と〔Ⅳ〕を比較すれば明らかのように、〔Ⅲ〕は閏四月より後に塔村が太政官へ提出した訴状の写である。

第一条は、草木文左衛門は余所者であることと、複雑な家族関係から、親子で裁判沙汰をひき起し、養子が入牢したこと。第二条は馬路村郷士と交渉があり、みずから馬路村の両苗、人見・中川のうちの人見姓を名乗つてゐること。第三条は常照寺守戸役の中心人物であること。第四条は守戸役が禁裡領七カ村の組織を破壊してゆくこと。第五条は従来の名主家中心の組織を改め、小前百姓を守戸役に編成してゆくこと。第六条は檀中の反対を

無視して塔村三明庵住持の転住、本山の出世入用金を独断で引受けたこと。第七条は檀中の反対を押切つて連れてきた三明庵住持が婦人と脱走したのに責任をとらないこと。第八条では、塔村の長老格草木敬助の葬式のさい、敬助が生前三明庵住持転住に抛金しなかったとの理由で、院号を没収し、参列を拒んだこと。第九条は常照寺が文左衛門一派以外の檀中の葬式を拒否したため、太政官へ訴え、一派と檀中との対談を命ぜられたが決裂し、神道の自葬祭が認下されたこと。第一〇条は文左衛門らは反対派の切崩しにばかり、新たに三明庵檀中を組織したこと。第一一条は文左衛門ら守戸役が常照寺と組んで山争いをひき起し、また五社明神宮座を御所仕丁頭の生駒山国なる者の配下に入れようとしたこと。

以上が文左衛門を訴えた条々の大意である。第九・一〇条から、この簡条書は、塔村三三軒のうち、文左衛門一派三人を含む三明庵の新しい檀中一四軒と対立する自葬祭一八軒の側から提出されたものであることは明らかである。ここで文左衛門の所業が糾弾される最大の理由は、「古来々相統仕候山国社司名主之規則を取崩サント致」「既ニ国方取締迄相崩」（第三条）、「村方取締事万事相崩」（第一〇条）、「国方名主之分不気合ニ相成候」（第一一条）、「常照寺一件、其余国方規則を乱し候」（後書）などとなるように、文左衛門が常照寺に結びつくことによって旧来よりあった山国郷ないし塔村の秩序を破壊し、名主仲間内部や村方・檀中内部に新しい対立関係をもたらした点にある。とりわけ、ここでは国方と称されている宮座の郷支配が、文左衛門につき崩されることにたいする名主層の危機感が生のまま表現されている。明治二年、塔村は三明庵から離脱した神道自葬祭の一八軒、総人数七九人の人別書上帳を久美浜県役所に提出しているが、ここでは庄屋の草木新次郎、年寄高室吉右衛門、百姓代高室治左衛門などの名主中が神道自葬祭組織の中核になっている。

常照寺ないし常照寺侍・守戸役に対抗して、文左衛門の塔村に限らず、山国各村にも自葬祭の者が出てきた。明治五年のいわゆる壬申戸籍から山国八カ村、井戸、大野、比賀江、中江、辻、塔、鳥居、下と枝郷小塩の各村における神道自葬祭者と常照寺守戸役の対比を表示したものが次の表である。ただし、両者の対立が頂点に達していた慶応末年および明治元・二年の段階をそのまま表現していない憾みがある。たとえば、先述の明治二年の塔村神道祭人別書上帳では一八軒が数えられていたが、壬申戸籍では七軒に減数している。また、大野村の場合に特徴的に見られるように、戸籍作成の時点では、「神葬祭」であったものが、以後墨で抹消され、たとえば「常照寺旦那」と追筆されている。これを考慮に入れてつつ作成したのが、次の名簿と対比表である。

## 神道自葬祭者

大野村 林喜平治 河原林巖 林武助 河原林忠次 河原林松太郎 ※河原林理之助 ※林昌一郎 河原林安左衛門 ※野尻岩治良 中久保仙之助 中久保文三 ※河崎清二郎 河原林美次 河崎安太郎 野上真之允 ※田中政次郎 ※比果善治郎 ※中林平之助 ※小原源治郎 広野平七

中江村 ※柿木三郎兵衛 ※西善五郎

塔村 高室治左衛門 高室安太郎 高室兵助 草木新次郎 高室喜三郎 草木清左衛門 高室吉右衛門

辻村 吉田良三 藤野斎 田原正續

鳥居村 西山彦市 片山要蔵 辻啓太郎 辻繁次郎 鳥居專学

下村 横田拾左衛門 横田帷貞 水口孝(康)太郎

(注) ※印は壬申戸籍作成後に神葬祭から再度檀中へ復帰した者である。

山国五社明神宮座の解体過程（仲村）

第1表 明治5年神葬祭者・守戸役人  
戸数対比表

	村名	戸数	神葬祭者 戸数	守戸役人 戸数
旧禁裡領	小井 塩戸	44	0	0
	塔 居	58	0	11
	鳥 居	50	7	1
旧旗本領	大 野	82	20	0
	中 江	34	2	0
	辻 下	32	3	0
	比 賀	64	3	0
旧組入領	比 賀 江	70	0	0
9カ村合計		473	40	12

(注) 旧入組領比賀江村は旗本杉浦氏と梶井宮門跡との入組支配をうけていた。

常照寺守戸役人  
井戸村 大宅牧太郎 今木重三郎 岡崎一馬 井口松之助 佐賀久右衛門 太田与兵衛 樋爪林蔵 初田利兵衛  
衛 河北藤右衛門 松山庄三郎 村山多左衛門  
塔 村 草木文左衛門

文三、中林平之助、野上真之允、比果善治郎、野尻岩治良、田中政次郎という当村の名主家本家の全てが組織の  
おり、また大野の神葬祭者は若干の小前百姓を含んではいるが、河原林安左衛門、河原林巖、林昌二郎、中久保  
三役の地位は今木重三郎らの非名主家の出身者が掌握して

右の名簿と表から引出せる興味深い問題は、井戸と大野  
がきわめて対照的なことである。すなわち、井戸が旧禁裡  
領で守戸役一人にたいし、大野が旧旗本領で神葬祭が二  
〇人となっている。これは両村がともに常照寺膝下にあ  
り、しかも村内における名主百姓と小前百姓の關係におい  
て、井戸は比較的小前百姓の村行政にたいする発言権が強  
く、大野の方は逆に伝統的に名主百姓が行政権を掌握して  
いるという差があつて、これが常照寺一件によって表面化  
したものと考えられる。すなわち、井戸の守戸役人のうち  
には大宅、樋爪という名主家もいることにはいるが、村方

説  
主体になっている。

以上のことから常照寺一件の本質がほぼ明らかになったと思う。すなわち、経済力はあるが宮座から伝統的に疎外されていた非名主家が、幕末段階で常照寺を抛り所として結集したのにたいし、名主家||座衆はこれを伝統的な名主的秩序を破壊するものとして、常照寺から絶縁して宮座の外に新たに神葬祭の組織を結成した。この二派の抗争が常照寺一件なのである。

(1) 藤田元春編『京都府北桑田郡誌』二二六〜二二九ページ。中村直勝『光厳天皇』 赤松俊秀「光厳天皇宸翰集」(常照皇寺編『光厳天皇遺芳』所収)。

(2) 京都府北桑田郡京北町字大野 河原林孟夫氏文書七六号(上記番号は同志社大学人文科学研究所第二研究の整理番号である)。

(3) 山国神社文書B一八〇〜二二九号。

### 三 神領再興・官位拝任一件

神領再興・官位拝任一件と先述の常照寺一件は相互に深い関係をもっている。慶応三年十一月二三日、五社明神社司総代、つまり宮座の代表者四人が、葉室大納言宛に覚書を提出した。

乍恐奉願上候口上覚

一丹波国桑田郡山国庄式内山国神社五社明神之儀者、三条院帝長和五年八月依 勅願御建立以来、御代々様御祈願被為在、別而光厳院太上法皇被為避世乱当庄立御幸、私共先代水口備前守方ニ暫玉座被為在候等、厚御由緒柄御座候而、当国住職之者共、代々官位奉蒙 勅許罷在候処、中古依兵乱、御社領ヲモ錯乱仕候、於私共モ官位中絶仕候段、歎敷次第奉存候、依之、今般乍恐旧家名主神役相勤候輩、官位復古拝任之儀奉願上候、五社明神御由緒柄、且私共年古ク連綿仕候辺、乍恐

為記 聴召、何卒格別之以 御憐愍、御沙汰願之通蒙 勅許候者、如何計冥加至極難有仕合奉存候、此段宜敷御執奏御沙  
汰之程偏ニ奉願上候、以上、

慶応三年十一月

丹波国桑田郡山国庄  
五社大明神社司総代

水 口 右 門<sup>㊦</sup>

鳥 居 専 学<sup>㊦</sup>

葉室大納言様

河 原 林 小 源 太<sup>㊦</sup>

御雑掌中

藤 野 縫 殿 助<sup>㊦</sup>

右は官位拝任の申請書である。総代の水口右門は同市之進、鳥居専学は同照勝、河原林小源太は同安左衛門、藤野縫殿助は同斎のことであり、四人は翌慶応四年正月、西園寺山陰道鎮撫総督の檄をうけて成立する山国農兵隊の山陰班と大坂班の指導者である。すなわち、山陰班には水口、藤野、大坂班には鳥居、河原林が所属していた。つまり官位拝任申請の中心的人物が農兵隊の指導者であり、しかも四人はともに神葬祭者でもあるところに、常照寺一件と神領再興・官位拝任一件との深い連関が想定されよう。

まずこの神領再興・官位拝任一件の発端と経過を詳細に紹介し、この一件のもつ意味内容を検討したい。史料は主に河原林孟夫氏（安左衛門の曾孫）所蔵の『慶応三卯歳十二月 官位拝任再興手継書 丹州桑田郡山国庄式内五社大明神社司中』の表書をもつ冊子による。<sup>1)</sup>

事件は慶応元年の冬、大津駅の助郷人足の不足分が丹波国の私領に負課されたことに端を発した。周知のよう

に山国郷の村々は禁裡領、旗本領、梶井宮門跡領からなっている。このうち助郷役が課せられたのは旗本杉浦領だけであったため、旗本領五カ村のうち、下村の水口右門、横田貞次郎、中江村の西善五郎、辻村の藤野縫殿助、大野村の河原林小源太、同栄(恵)次郎らが中心となり、助郷役拒否の運動を展開した。拒否の論拠は山国庄の由緒に求められた。

元来山国庄は五社大明神数百年守護仕、其上大雄山常照寺御山陵御守衛奉成候て、就ては御年忌毎々御法事 勅使御下向其他、御改見分等御役人下向之節々数多之人足等差出し、年々諸懸り物余程之入費ニ相成、此上助郷人夫被 仰付候而ハ、当庄村々難立行次第三付、右常照寺之廉を申立、助郷人足加入之義相断申上度と郷中度々申談し候、

とあり、山国庄由緒のうち、とくに常照寺との関係を強調しているが、これは文久三年の常照寺開山法皇五百年忌の費用と夫役の負担を主張することによって、助郷役を拒否せんとしたのである。そのため慶応二年三月から水口右門ら六人が郷中総代として滞京し、若代四郎左衛門正頭の助言をえて関係各所に働きかけた。正頭は水口右門の実弟で因幡藩御納戸方京都藩邸詰の若代家へ養子に入った人で、禁裡、公儀の事情に通じ、山陵奉行役人の谷森大和介の門人で御室御所の宮侍本多帯刀を総代に紹介した。本多、若代と総代が協議した結果、山国郷由緒書を摂政二条斎敬に提出することになった。

この時の申請書の案は残っていないが、山国各村を太閤検地前の皇室支配に再統一すること、すなわち、「神領再興」の要求を第一にしたものと推定される。『官位拜任再興手継書』に「再興出来候事なれば、山国郷中一同何寄以難有仕合に仕、相応之入費も相掛り可申候へ共、何分宜敷相頼候旨申入候」とあって、当初の目標を神領再興において、その達成には相当の出費も辞せずとしている。先述のように、この一件の発端は杉浦領への助



郷役の負課で、拒否の口実が開山法皇御遠忌の出費であった。しかし、神領再興のために相当の出費を決意し、事実、出費を余儀なくされているのであり、たんに助郷役拒否のために煩瑣な手続きと莫大な賄賂や礼金が出されたとは考えられない。出費の財源はかならずしも明らかでないが、この一件が落着するまで、「多人数の名主中成丈口外無之様」にと、六人の総代が交渉の円滑化を計るため約定していることから判断すると、宮座の「名主中」であることは容易に推定される場所である。そして先の常照寺一件における神葬祭を組織した人たちが、この再興一件の中心人物がほぼ重複しているところからみて伝統的名主中の郷内支配の持続にこの一件の目標があると考えられる。

摂政二条斎敬へ提出する山国由緒書の受理を願うため、本多の斡旋で二条家の四人の雑掌に挨拶したが、一年後の慶応三年三月になってようやく返事があって、再度由緒書を提出することが要求された。提出すると、その月の下旬にいたって二条家雑掌の一人から本多を通じて内々につきのような返事があった。「山国内願一件、色々尽力周旋致し候へ共、神領其余都て以前之通り、今般考度ニ再興之儀出来兼候ニ付、先此度は社司拝任を相願ひ、厚き御由緒之次第を追々に取繕ひ、順々に願立候方可然ニ付、其辺の願書下案相認差出呉候様」とのことであった。

六人の総代が上京して活動を開始してから一年にして神領再興は却下された。既存の旗本領や門跡領を廃止し、禁裡領に編入することが、幕藩権力が麻痺状態にある慶応年間でも、摂政家の口添えで可能となるのはきわめて難しい問題であった。にもかかわらず、本多はじめ二条家雑掌がこれを引受けたのは、幕末の貴族家政下における執事、雑掌、宮侍らの頽廢のしからしむるところであるが、それにしても郷中総代の情勢判断の甘さがある。

説  
ることは否めない。そして総代の判断を誤らした因の一つは、常照寺一件に端的にあらわれているような、伝統

論

的な郷内秩序の破壊組織の出現であろう。そして名主中は社会変動に対処するために、従来の宮座組織の強化を計り、強化策の第一段階として助郷役負課にみられるような禁裡領と杉浦領・門跡領の矛盾を解消すること、すなわち、皇室御領への統一にむかって性急な実践にとりかかったのである。

慶応三年三月下旬、神領再興をいちおう断念し、第二段階に予定していた社司拝任の申請に着手することになった。社司拝任とは、太閤検地以前の山国五社明神宮座における官途成にさいして、きわめて形式的ではあるが、口宣案が座衆に宛行なわれる慣行の復活であった。左は口宣案の一例である。

(端重書)

「口宣案」  
上卿 四条中納言

文安二年十二月一日

宣旨

橘重吉

宣任右近衛将監

藏人前伯耆守藤原教忠奉

太閤検地前に宮座衆であった名主家はすべて口宣案を宛行なわれており、近世において座衆のうち本家筋の名主であるかどうかの判断は、口宣案の所有の有無にあるといつてよいほど、口宣案は名主中の家格の指標と考えられている。そしてここである社司拝任の「社司」とは、特定の神官を指すのではなく宮座衆、名主中を意味しており、したがって社司拝任の意図するところは、名主的秩序の維持強化である。

どちらかといえば、神領再興が旗本杉浦領の名主中から提起されたのにたいして、社司拝任は山国郷宮座衆全

体の問題である。慶応三年七月八日、議奏の葉室中納言邸へ上下紋付帷子を着用して願書と由緒書を提出したのは、水口、鳥居、河原林、藤野の四人で、禁裡、杉浦の両所領に關係なく、大杣方、棚見方の沙汰人の資格で参加したのである。この後、四人の沙汰人は度々上京し、願書提出後の経過を本多に尋ねたが一向に進展した様子もなく、同年一月上旬に水口、河原林など五人が上京し、波状的に二条家雜掌四人、葉室家雜掌二人へ早急に返答あるように陳情した結果、同月一四日に二条家雜掌から、翌一五日には葉室家雜掌から各々本多帯刀へ連絡があり、再度、拝任願書および拝任申請の基本的資料である勘例、家例、小折紙を至急提出することを要求された。そこでこの問題に關係する公卿、二条、葉室はじめ飛鳥井、柳原、万里小路、日野の各大納言へ礼物を配布し、二三日に先掲の「乍恐奉願上候口上覚」の拝任願書を添付して葉室家へ提出した。

かくして拝任にかんする申請手続きは終了したが、二つの重要なことが後に残されている。一つは撰政はじめ關係役所と關係者への謝礼の件と、他は郷内名主にたいする拝任の件の徹底である。

まず撰政二条家への謝礼の件について『宮位拝任再興手継書』は次のように記している。

十一月廿四日、撰政様御内諸掛向江御内礼挨拶、兼々内役も有之趣ニテ早々差出シ可申段、且五百金者是非持參無之而ハ不  
相濟旨、本多被申聞候へ共、昨年来諸挨拶向各在京中諸雜費多分入用、殊ニ当年者別而国元不融通等ニテ色々銘々心配致候  
へ共、相調兼候ニ付、在京之者並ニ若代共々種々辛苦仕リ、本多へ段々相断リ、漸く三百五十兩ニテ諸御内礼向執計之儀相  
頼、

本多帯刀は二条家への御内礼金五〇〇両を請求したが、やつと三五〇両に値下げされたのである。この御内礼金は当面の内々の礼金であつて、正式に拝任されて後の「官物金包」とは別である。

第二には郷内名主への報告である。もちろん官位拝任の件については、沙汰人は名主中の承諾と支援をえて折衝に奔走したのであったが、まず四沙汰人の拝任から開始され、順次に名主が拝任をうることにについて名主一統の承認をえなければならぬ。そのために藤野齋が帰郷し一統評定で説得することになった。

慶応三年二月一〇日、前日の王政復古の号令が発せられた直後で御所内外は騒々しく拝任が中止される危険があったが、午後四人が参殿して位記ならびに口宣案を受取った。四人とも従五位下で、水口は備前守、鳥居は河内守、河原林は大和守、藤野は近江守に任命された。水口、鳥居、河原林、藤野の四人は、二二日麻上下を着用し、若党、草履取りを従え、御用両替商平野屋治兵衛方で整えた銀、青銅包を台にのせ、拝任のさいの関係各所を巡回した。配布先と配布した物品、金額は次のようである。

一 禁裏御所	五社大明神御礼 白銀二枚	御女中三人	百疋宛
		御執次	銀貳兩宛
		小執次	青銅五十疋
		御奏者	同 三十疋
		御女中三人	金百疋宛
		小執次	青銅三拾疋
一 准后御方	五社大明神御礼 白銀一枚		
一 摂政様	杉原十帖 末広一本		
一 上卿	金二百疋		
一 兩伝奏	同二百疋宛	雑掌四人	金五十疋宛
一 職事	銀一枚	雑掌	金百疋

山国五社明神宮座の解体過程（仲村）

一大内記	太刀馬代	添使
	金百疋	青銅五拾疋
一 <small>（マ）</small> 小納言	金百疋	
一中務大輔	金百疋	
一中務小輔	金百疋	
一大外記	同二百疋	
一 <small>（マ）</small> 位記正使兩人	銀三兩宛	
一同添使	同二兩	
一主鈴兩人	同二兩宛	
一中務省	同二兩	

以上

水口ら四人が位記、口宣案を得た翌日の二月一日に、新たに辻啓太郎、野尻彦七郎、河原林庄五郎、河原林栄（恵）次郎の四人が、家例、勘例などの書類を添えて拜任願書を葉室大納言に提出した。それによると、四人はともに正六位上の位記と、辻は肥後介、野尻は摂津介、河原林庄は長門介、河原林栄は播磨介の口宣案を申請したのである。しかし、翌慶応四年正月以降、山国の農兵隊は戊辰の戦役に参加し、一時拜任の件も中断されたが、明治二年二月に農兵隊が東征の途から帰郷すると再開された。ただし、交渉の対象は新設された久美浜県馬路役所であった。山国隊取締藤野斎が東征から帰還のち久美浜県の京都出張所の役人となっていたので、藤野を介して県に働きかけたが成功しなかった。新政府の機構には、明治二年の段階ではいまだ拜任の件を受理する

説 ような機関が成立していなかったのである。結局、慶応初年以降、山国名主中から提起された神領再興の件は折

衝の経過の中で却下され、官位拝任の件も四沙汰人のみに終ってしまった。

論

以上がいわゆる神領再興・官位拝任一件のおおよその経過である。右に述べたように、懸命の努力にかかわらず官位拝任は四人に限定された。幕末から明治初年にわたるこの運動の本質は、常照寺一件における神葬祭組織の結成と同質である。すなわち、新興の非名主層の抬頭と、この現実がまき起こす名主中の内部分裂の危機を、中世禁裡御領山国庄への復帰、すなわち神領へ再統一し、名主中の家格を形式的な官位補任で補強することによって切抜けようとしたのであった。そのために、山と材木売買による名主家の財産を惜しみなく投げ出したのである。そして、このような名主中の意図が農兵隊の結成になってあらわれたのであった。

(1) このほか、神領再興・官位拝任一件にかんする史料は、同志社大学人文科学研究所第二研究が発行した孔版の河原林孟夫氏所蔵文書目録に約三〇点が収録されている。

(2) 野田只夫編『丹波国山国庄史料』一二六号 後花園天皇口宣案等（江口九一郎氏文書）。

#### 四 山国農兵隊の結成と分裂

慶応四年正月、鳥羽伏見の戦の直後、山陰道鎮撫総督西園寺公望の檄に呼応した山国農兵隊の結成は、常照寺一件ならびに神領再興・官位拝任一件を一挙に解決しようとする山国名主中の意図の具体的な表現である。

農兵隊結成の経過を簡単に紹介しよう。この年の正月四日から恒例の旗本領下、辻、中江、比賀江、大野の五カ村庄屋の集会が、中江の西善五郎宅で開催され、材木関係勘定、官位拝任、助郷、時局奉公の四件が、六日に

いたるも論議されていた。時局奉公の件というのは、四沙汰人の官位拝任後、水口市之進が一、二カ月後に京都を中心とする、官、幕兩軍の開戦必至を予想して、

一、郷土隊を組織して御所の警備にあたること。

二、官の委嘱をうけ三丹の米塩を京都へ搬入すること。

を立案し、河原林、鳥居、藤野の諒解をえていた。<sup>(1)</sup>しかし、水口の子想を裏切つて、正月三日夕刻から鳥羽伏見で戦闘が生じ、その報が六日夜、旗本杉浦領馬路村から代官人見団五郎の脱走、檄文の到着、在京の水口市之進からの便によって五カ村庄屋集會にもたらされた。七日朝、京都と山国から山陰道鎮撫軍を追跡して馬路村に集合した一行は、丹波鳥羽からいったん山国へ帰還し、九日、中江の小島義彦宅で山国名主中の集會が開かれ、同時に中江の隣村比賀江の庄平四郎宅で一〇カ村集會が開かれた。名主中集會は山国八カ村主中、すなわち、五社明神宮座衆の集會であるのにたいし、一〇カ村集會は山国八カ村と小塩、初川の二村の村方三役クラスの年度初めの連絡會であつた。一〇日にも小島宅で集會がもたれ、兩日ともに因幡鳥取藩から四人の藩士がオルガナイザーとして参加しているが、一〇日の集會は名主と有志あわせて七、八〇人におよんだという。その席で水口、藤野を沙汰人とするところの山陰班六四人と、鳥居、河原林を沙汰人とする大坂班二七人との配列が決定された。

九、一〇日の會合の参加主体が山国名主中であることは、常照寺一件、官位拝任再興一件と関連して重要である。慶応四年正月一〇日から書起こされている河原林安左衛門の日記<sup>(2)</sup>には、初めに、

山国名主衆中一統相談之上、皆々名主出陣之約定、

とあつて、「名主中」が會談、出陣の主体たることを明記している。また藤野斎の日記<sup>(3)</sup>にも、山陰道鎮撫総督の

説  
檄文が山国に通達されたときの、藤野自身の感慨が述べられており、その中に山国農兵隊結成の意図がきわめて

卒直に表現されている。

論

右檄文ノ達スルヤ、我郷士何ゾ躊躇センヤ、加之、社司拝任階梯ヲ得ルノ時至レリト、四沙汰人・名主一統団結蹶起シ、応分ノ勤王ヲ屹立シ、久敷沈倫ノ論旨ヲ復古センモノト企図スルノ要素ニシテ、山国隊ノ勃興セルノ権輿タリ、

藤野斎の日記は『征東日記』と称され、戊辰の役従軍の後に数度改稿され、右に掲げた一文も後年書添えられたものと考えられるが、そのことはむしろ、藤野が後年においても、この意図と思想を持続させていたことを示すものであり、この記事の内容を低下させるものではない。藤野も強調しているように、農兵隊結成の発端は、「社司拝任階梯」を獲得すること、すなわち官位拝任と、太閤検地以後「久敷沈倫ノ論旨ヲ復古」すること、すなわち神領再興のためであった。したがって、慶応四年正月一日、山陰、大坂両班が山国神社境内に集合し、神前で読み上げられた誓書は、次に掲げるように、名主色のきわめて濃厚なものである。

誓書

- 一 今般名主一同勤王ヲ唱へ、有志ノ銘々団結出兵可致輩へ、相互ニ私論ヲ省キ、万機公道ニ可隨事、
- 一 出張中ハ四沙汰人・組頭ノ指揮ニ相背キ不可申、最可尽忠勤事、
- 一 往還道路筋ニ於テ、乱暴狠ケ間敷儀一切禁制タルベシ、諸事相慎可申事、
- 一 同志之者私論申立口論一切致間敷候、尤酒ハ禁酒タルベキ事、
- 右条々堅相守可申候、若違乱於有之者、社司仲間相省キ、即日解散可申付者也、

慶応四年正月十一日

山国社司総代理

四沙汰人中



ここでも出動の主体が「名主一同」であり、この誓書に違背した者の処置は「社司仲間相省キ」と宮座衆からの追放を規定しているのである。しかし、山陰、大坂両班の人的構成をみると、名主中のみではない。たとえば、山陰班をみると、この隊は五番の組に分けられ、組は七人から一〇人の名主隊員と、二人から四人の従士といわれる非名主隊員とで編成されている。そして組編成とは別に若党、賄小荷駄方などの主計、連絡、炊事、輜重の各係には、従士が配置されている。

このような編成の山陰、大坂の両班は、山国出発後一〇日にして京都に帰着した。二方面とも鎮撫はほとんど摩擦なく進行したために、装備が劣悪で、軍事訓練を全く受けたことのない農民兵は不要であったためである。ところで京都に駐留する山国農兵隊に重大な問題がもち上った。それは今後の山国農兵隊の実践をめぐる対立で、この対立は農兵隊が山陰班、大坂班とに編成されたときに既に存在した。つまり、禁裡と直接結合せよとする側と、因幡藩を媒介にして禁裡と結合する側との方法論の相違が対立を生んだのであり、前者が仁和寺宮に從軍を主張した鳥居、河原林派であり、後者は因幡藩の周旋によって山陰道鎮撫軍に從軍することを目指した水口、藤野派である。正月二〇日、二一日の両日、京都の「近与」「山甚」の宿舍での評議の相異点を藤野齋の日記から引用すれば次のごとくである。

第一隊（山陰班 水口・藤野派）

鳥取藩周旋方伊王野氏に依り、朝廷へ我等の素志執達相成、既に其の願意御採用可相成運相付たるを以て、之より第一、第二隊共、因幡の手に属し、勤王の素志を貫徹せんことを期す。

我等草莽烏合の衆、軍門に出入の事経験も無きこと、又よしや仮令独立するとも、其筋に於て用いられざればそれ迄のこと、理論を彼是争うべき時に非ず、且時機を失するの恐もあれば、直に戦を採て、藩閥に附屬して勤王の志を實行するに如かず。

## 第二隊（大坂班 鳥居・河原林派）

いやしくも位従五位何の守として朝廷に直屬するもの、何ぞ因藩に附屬して陪臣の下風に立たん、如かず。御親兵の一隊を組立て朝廷に直接の勤王を達せん。

右が両班の主張の基本的な相異点である。両班というよりは、第二隊の主張の中に窺われるように、四沙汰人の官位拜任にたいする見解の相異点が感情問題にまで発展して収拾がつかなくなり、かくして山国農兵隊は分裂した。水口・藤野派は山国隊、鳥居・河原林派は親兵組を結成したが、山国名主中、宮座衆の分裂は山国農兵隊結成の意図に背反するから、その意図にかんずるかぎり両者は統一を確認しておく必要がある、そのために親兵組から山国隊へ取替書が申入れられた。

為取替一札之事

当庄内名主一統兼テ勤王之志願により、此度王政復古被仰出候に付、朝廷へ御奉公致度儀に付テハ、此度東西へ立別れ御奉公致候とも、元来当庄内一統同腹治り方專一に心掛候事故、仮令東西の内勤王相立候共、相互に異議毛頭不可有之候、然ル上は自然結構に蒙御沙汰候節へ、庄内是迄の掟を以て執計可致候条相違之儀不可有之、為後日為取替一札、仍而如件、

慶応四辰年正月

双方沙汰人  
名主重立人

山国隊員が右の草案を検討したところ、文意が不明確であるとして、藤野がこの親兵組の案に加筆することと

なつた。藤野ら山国隊の提示した草案は、先掲の山国神社神前における正月一日の誓書の趣旨を反復したものである。

為取替誓約書

今般王政復古之儀被仰出候処、当郷内名主士の者共、予而朝廷へ御由緒厚きを以て、旧今無間断造次勤王之宿望を懐くの銘々共に有之候処、豈凶ん哉、鎮撫使西園寺殿の檄文に接し、蹶起勤王を唱へ、同志の銘々山陰道筋及大阪表御総督御本陣之左右に立別れ出張候処、双方帰京熟議の上、両端に立別れ、勤王之道相立可申、評議を遂て両立候姿に有之候得共、元来名主士一体一同志が出たる郷中復古を企図する志願より憤発戮力可致事に付、自今双方に於て、假令勤王之廉相立蒙其沙汰候共、双方其効跡を齊くし、異端可致儀毛髮不可有之候条、名主士本末に至る迄、相互に聊違存之儀無之候、万一及其期異論自儘之儀主張候者有之に於ては、速に社司仲間相省き可申候条、神明に照し誓約、為取替備後規証書、仍而如件、

慶応四戊辰年正月廿五日

第一隊名主惣代 水口

藤野

辻

外略之

山国隊よりのこの草案について、親兵組より、とくに鳥居から「憤発」の二字の不穏当なるを申入れ、結局妥結しなかつた。

藤野の草案のように「王政復古」と「郷中復古」||神領再興との結合が、山国名主中の思想と行動の基底をなしているが、慶応四年正月二一日の名主中の分裂によって、その思想と行動がいちじるしく制約を受けることになった。ここに山国五社明神宮座解体の要因がある。この現象は、いわば「横への分裂」と称することができよ

この「横への分裂」に加えて「縦への分裂」が、宮座の解体を決定的にしたといえる。つぎにこの問題を東征する山国隊の人的構成に言及しながら考察したい。

右に述べたように、因幡鳥取藩への所屬問題をめぐって、分裂が決定的となった慶応四年正月二日、水口、藤野らの山国隊は、「近与」旅館から因幡藩新屋敷へ移動し、軍事訓練に励むことになるが、同日、因幡の小隊編成を範として山国隊の編成がえが行なわれた。それによると、五番組に分けられ、一つの組は五人から八人の名主で編成されている。これらの名主は全て姓名を記されているが、「刀指」の一五人は名のみである。そして奥書に「右上下四十五人宿営ス」とあって、正月一日の山国神社出発時の編成表と同様、名主と非名主を「上」「下」としている。

この因幡新屋敷に宿営する山国隊員のうちから、水口市之進らが留守部隊として滞在し、藤野齋ら四伍組二十八人が二月一三日に出発、同一五日に六人が追着して総員三四人となった。その内訳を藤野は「上士十九人 刀指十一人 人夫方四人 合三十四人トス」と『征東日記』の同月一六日の項に記しており、この点は正月二一日の記事と異なるところはないが、刀指および人夫方の一五人が姓を冠して記載されている点に注意しなければならぬ。

先述のように山国農兵隊の結成は、名主中の復古的・反動的・要求の組織化であるが、山国隊が親兵組に提起した統一草案にあるごとく、山国隊組織にもこの思想が貫徹しているはずである。したがって、刀指・人夫方といわれる階層が姓を冠して登場する事態は、山国隊の内部において、この思想の貫徹を抑制するような動向のあるこ

第2表 山国隊従士隨身表

従士	上士	出身村名
渋谷理三郎 中西市太郎 大前松之助 田中浅太郎 田中久馬次 久保為次郎 塔本 清助 橋爪千代藏 辻 定治郎 新井 兼吉	水口康太郎 辻 啓太郎 辻 繁次郎 久保秀治郎 塔本常次郎名代 藤野 斎 前田 庄司	下 鳥居 鳥居 塔 辻 比賀江

とを意味する。刀指・人夫方また下士と称される非名主、小前百姓層が、山国農兵隊、山国隊に参加した理由は、隊に参加し立功あれば名主に昇格すること、恩賞あれば平等に分配することの条件にあったと推定される<sup>4)</sup>が、現実には右の条件のほかに、名主との個別的な関係によるものと考えられる。維新より五〇年以前の文化一年、塔村の『家譜略 全』<sup>5)</sup>の村中家譜の凡例の一節に、「従類と有るハ子方之事也」「出入と有るハ家来之事也」とあって、具体的内容は不明ながら、「従類」「出入」が特定の名主筋と個別的隷属関係にあることは明らかで、このような関係から「従類」「出入」が出征する名主の随員として、また名主の名代として参加したと考えられる。いま判明する両者の姓名を表示すれば次のようである。

刀指・人夫方と称された下士・従士層と名主中の対立が顕在化したのは、二月二〇日の大垣城下の盟書作成時においてである。東山道軍従軍の因幡藩所屬として大垣に到着した山国隊は、山陰道鎮撫軍に従軍を企図した時と同様、訓練未熟の故をもって従軍を拒否されそうになった。藤野斎はこれに対処するため、軍当局に山国隊の確固たる意志を表明した。これが山国隊史上有名な盟書である。

盟書

一今般 御親征先鋒御供被仰付、勤王有志之銘々一統赤心相  
 定出張候上者、御陣中御規律堅相守、軍忠を尽し、仮令陣

前ニ討死致候共、相互ニ遺恨無之、若死亡之もの有之、名蹟相統ニ抱り候程之儀出来候節者、一統示談ヲ遂、誰彼ニ不抱、家名相統相立候様、相互ニ戮力扶助可致定メニ候、右件盟書致し候上者、出先之銘々者不申及、子々孫々永王事ニ缺掌可致候、為後鏡連判、仍而如件、

山国隊連名

森 脇 市 太 郎 (血判)

田 中 伍 右 衛 門 (血判)

上 野 平 左 衛 門 (血判)

(以下十三人略)

水 口 康 太 郎 (血判)

辻 肥 後 (黒印)  
判アリ

藤 野 近 江 守 (上ニ血)

新 井 兼 吉 (血判)

久 保 為 治 良 (血判)

(以下十一人略)

高 室 重 藏 (血判)

塔 本 清 助 (血判)

右出張人数三拾四人

濃州大垣城下納屋権十郎

宿陣中之盟也、

前書連名等級違差有之候様ニ相見江候得共、互ニ勤 王之赤子ニ而、功劳相立候上者、後々末代ニ至リ、上下之差別聊無之

于時慶応四辰年  
春二月廿日

候条、一同熟議決定候条、相違無之候、仍而奥書如件、

明治五年申年

七月廿五日定メ

山 国 隊 中

右の盟書は山国隊内部の意志を確認するとともに、東山道軍当局への示威もあるところから、「名主一統」という山国的な用語を使用せず、「有志銘々一統」の語を使っているが、問題はむしろ署名の点にある。この盟書は明治五年に追筆された奥書をも含めて藤野齋の筆跡である。ところで藤野は三四人の姓名を連記したが、一人の名主の姓名と一五人の従士の姓名は明らかに差別されている。すなわち、従士の姓名は名主より一字下げられ、なおかつ小字で記されている。まず捺印の方法について、藤野、辻の両幹部が捺印に黒印を使用したことについて、辻村の辻定治郎から批判された。これ程の重大時に黒印では隊員の意志が確固たりえないという単純な批判であって、それだけに他の名主、従士の賛成を獲得したが、辻定治郎が藤野齋の私的な随員である点に、印判と血判の争いの本質がある。すなわち、この争いの本質は、盟書に連記された姓名の大小に象徴され、それは近世の山国郷が維新時まで抱き続けた矛盾の爆発であった。山国名主中の勧誘に応じて山国隊に参加した従士層は、一方では名主の個人的従者の資格と、他方では名主と同様に戦闘に参加しなければならぬという二重の負担を義務づけられていたのである。もちろん、従士は名主の個人的従者として一定の賃銀を名主から支給されていたのであるが、これを拒絶して、名主の面倒を見るという従者的労働と運搬などの雑役から解放されることを主張した。藤野の『征東日記』は、この間の事情を次のように記している。

近江（藤野自身の称）血判などに及ばずやと云ふも不聞、終に衆之に同意し、各指血を以て沃ぎたり、終て一隊愉快なる宴を

開き、各々醉を極めて、早速盟書を京師の水口備前守へ送致す、

又是迄統砲其他荷物を入夫と定めたる各人、其他刀指の方へ賃銀を渡し、荷担為致し処、日夜不平論不能止を以て、之を廢止し、総員行軍に加はり、駅人足を以て運送することに評定す、之より一隊中士氣弥々振起し和合せり、

藤野齋に代表される名主中の意志は、従士たちの反撥によって譲歩を余儀なくされたが、依然として連記の姓名の大小の問題は放置され、山国隊が東征より帰還した後までも解決されなかった。帰還して三年半後の明治五年七月、盟書の姓名の大小に象徴された身分差別撤廃を、相互に確認し決議したのが奥書部分であるが、この記事は後で若干ふれるように、たんに山国隊内部の上下関係の問題にとどまらず、山国社会全体に係る事柄であつて、いうならば、盟書の奥書部分こそ、連綿を誇つた山国五社明神宮座の廢止宣言と考えられる。藤野は前掲の記事の前の部分で述べている。

近江、一隊集議を開き談じて云、我隊たるや草莽より蹶起し今日に及べるは、諸士勤王の義厚きを以て團結せし正義の隊なるを以てなり、然るに旧に抛り、上下の別を立つるは、軍陣に臨み生命に軽重を生ずる如き感あるを免れず、故に今日上下の別を解き、協同一心以て当隊の團結を益々堅くし、親兵組と競争を試み、戦功を奏せんとすと、一隊中異儀なく之に賛同す、依て左の盟書を以て相約す、

右の記事には大きな矛盾がある。また前掲の記事との間にも齟齬がある。右の記事にかんする限り、隊内部の身分差別を撤廃するために盟書を作成したというのは、署名の差別が盟書にあることからしても事実でない。恐らくこの部分は後年補筆した部分と考えられるが、それにしても、帰還後、藤野にかくさせた現実には、大垣城下滞陣中の刀指・人夫方から提起された身分制への強い批判が基底になっていることは明らかである。

山国隊は慶応四年三月一九日から四月一八日の一カ月間、江戸市ヶ谷の尾張藩邸に因・士の藩兵とともに駐留



していたが、野州への出勤が迫った四月九日、隊中取締の藤野斎は従来名乗りのなかった隊員へこれを与えた。この場合、藤野が名乗りを附与する根拠は、山国五社明神宮座の沙汰人の資格にあると推定される。中世末期の山国庄の宮座における名乗りについては、正治二年の日付をもつ『三十六名八十八家私領田畑配分并官位次第』<sup>7)</sup>という、中世末期に存在した山国庄名主にかんする伝承のなかに、

武野九反舟五代 正五位下 久充 水口右近将監  
久時名 従五位上 久願 鳥居河内守<sup>身人部</sup>

とあって、名田、名主、名主の官位、名乗りのリストで、これが宮座構成員の資格表示になっていることがわかる。また、山国の枝郷ではあるが、黒田宮村の天文一九年の官途成帳によると、

西ノ兵衛太郎 名ノリハ、 左近将監  
氏ハ采女 清貞  
上野左衛門三郎 名ノリハ、  
氏ハ采女 貞国 治部允

とあって、西氏が西左近将監采女清国、上野氏は上野治部允采女貞国と称することが宮座で承認され、座帳に付されているのである。中世末期の山国、黒田の事例にあるように、名乗りを得ることは、宮座内部における階梯の昇進を示すものであった。

藤野らが、太閤検地以前の山国庄四沙汰人の官位拜任の事実を根拠にして、慶応三年の官位拜任の運動を展開したことは先項でふれたとおりであるが、官位拜任と裏腹の関係にある名乗りを、藤野は独断で附与したのであった。もちろん、藤野は名主中の名乗りについて、官位拜任要請の資料の一部を葉室大納言家に提出したので存知していた。名乗りは水口市之進の養子水口康太郎が、水口康太郎身人部義俊と呼ばれ、同様に高室治兵衛は坂

上宗昌が付せられた。山国庄由緒書にもとづいて身人部、坂上、紀、佐伯、藤原、菅原、橘、源などのいわゆる古代的姓が名乗り冠せられている者は、明らかに名主・上士層であった。塔本清助直成、中西市太郎重政というように従士・下士層の隊員は、姓名と名乗りの間に、右のような古代的姓が挿入されていない。藤野が日記で「白地肩印ニ銘々姓名ヲ書印シ、討死ノ節、紛ナカラシマ要ス、長サ五寸五分許、巾一寸六分許、左肩ニツケル、近江認之」といっているように、名乗りを付す動機は、戦死の場合の身元確認の便から発して、因藩の一員として戦鬪に臨むという武士的な気概の表現と推定されるが、ここにも大垣城下の盟書作成におけるような身分差別が依然として存在するのが確認されよう。

しかし、次の三人の従士について例外的な処置が施されている点は注目に値する。すなわち、北小路源三郎藤原清健、辻定治郎藤井秀正と藤野宇之佐紀清房である。北小路源三郎は身体強健で隊員間に人望厚く、とくに射撃については抜群で、慶応四年三月一日、八王子における伍組（分隊）の再編のさい第五伍組の伍長となり、四月九日には第二伍組の伍長となっている。ただし、北小路源三郎の伍組はすべて従士で構成されており、一人の上士も入っていない。藤野宇之佐については不明であるが、辻定治郎は、藤野斎の随員でありながら、大垣城下の盟書作成のさい、捺印方法をめぐって藤野に反対したことは先述のごとくである。その意味で従士層の期待を担っていた人物であることは想像に難くない。

以上の数少ない事例から判明しうることは、農兵隊結成当初、名主中が従士勧誘のために提示した条件のひとつ、立功あれば名主に昇格させるという約定に適合したのが、北小路、辻、藤野の三人の従士であると考えられる。つまり山国名主中は山国隊という枠の中であれ、従来疎外していた非名主従士層を名主中の結合へ編入し

たのである。右の事實は山国名主中の特権的封鎖的性格の変質を示すものではあつても、名主中の解体そのものを示すものではないが、次に紹介する河原林安左衛門の日記の記事は、名主中＝宮座がなし崩し的に解体してゆく過程を示すものとして注目されよう。

明治二年四月一〇日、大野村在住の本家格の名主中八人が野上長兵衛宅に集合した。大野村名主中は河原林安左衛門を沙汰人としてほぼ親兵組の所屬である。慶応四年正月一日以来、大坂へ出動し、以後山国隊と分れて親兵組を称し、京都中立売猪熊角に屯所を設け宿営していたのであつたが、東征の山国隊同様極度の財政難におかれた。そこで非名主筋からの抛金を要請し、抛金に功あつた者に大野村として帯刀資格（名主）を許可し、改めて郷中の宮座の承認をうることを定めた。もちろん、非名主を名主格に昇格させるには所屬の「名」の名主本家の諒解をえなければならず、そのために本家の集會となつたのである。

証

王政御一新ニ付為勤王

鎮撫使江当庄社司之銘ニ供奉、或ハ屯所へ出張、其外昨早春米多分之失費之金高不容易、依之、其許事勤王報国の徴志と称し、金札六拾兩社司仲間え調達被致候条、更ニ実効相顯レ、全ク出張功勞同前尽力之程、一統致讀美候、則失費取賄金と相定候、右ニ付、賞此功勞、向後村帯刀之儀ハ可為心任候、元来、其許家名家同列之從來ニ候得ハ、往々傍例を見合、宮座披露相濟候迄之処、銘ニ共舍を以、如斯候、仍て如件、

明治二〇年三月

河原林 （安左衛門）  
大和守

河原林庄五郎

野上長兵衛

野上与兵衛殿

野尻彦七郎  
 中久保文三郎  
 林久次郎  
 田中政太郎  
 比果彦輔  
 林庄次郎

なお同日、河原林兵助と河原林勘三郎の両人が合計金札二二二両一步を調達した功により、右に掲げた野上与兵衛と同様の処遇をうけることになった。親兵組の經理にかんしては、明治元年二月の『御総督宮浪花供奉并京都出張屯所諸入用勘定帳』<sup>(8)</sup>によると、慶応四年(明治元年)の親兵組総支出高七五貫六八二匁を、小塩一人、井戸二人、大野一六人、中江八人、鳥居二人、下一人というように、親兵組人数およびこれを支持する人数を基準にして村毎に割付けて決算しようとしたのである。大野村は一六人割三九貫六一匁七分六厘を負担することになった。この負担は三人の拠金や、井戸村影裏にある「大野村社司仲ヶ間山」の落札でえた金札一七九両などによって差引かれはしたが、残額は個人負担であった。

明治五年、京都府の達書にたいして答えた差出書によって、山国隊・親兵組にかんする経費の総体が把握でき

出兵中自費自弁之取調書

(慶応四年)

一金六百六拾五兩

辰正月五日より二月十一日迄、

丹波表及京師滞留中上下七十七人宿飯手当料卷人ニ付一日手当金

式ノ五百文四分、日数延長三十六日分、

山国五社明神宮座の解体過程（仲村）

- 一金貳百七拾九兩
- 一金八拾六兩
- 一金四拾貳兩貳分ト
- 鐵五百八拾五文
- 一金拾九兩貳步ト
- 壹貫八拾文
- 一金四拾九兩貳步
- 壹貫文共
- 一金貳百五兩
- 一金參拾貳兩
- 一金六拾七兩貳步
- 一金四拾貳兩壹步二朱
- 一金百四拾壹兩壹步
- 一金百七拾五兩
- 一金貳百兩
- 一金百貳拾貳兩貳步
- 一金拾五兩
- 一金貳百拾兩
- 一金參拾六兩
- 一金貳百八拾四兩貳朱

大阪本營參向人数上下三拾人、日数同上、一日一人前三貫文宛トス、  
 参与御役所并鳥取藩軍務局へ材木杉板獻木代惣計、

丹州表々京師迄宿繼荷物人馬賃錢、宿々村々払、

大阪表出張同断、

右ニ付雇人夫拾六人、一日一人壹貫文宛使用料之計、二月十二日迄、

出陣之節一人前支度料として金貳兩二步宛ヲ八拾貳名へ渡ス、

但肌付金自弁之事、

雇人夫へ壹人前貳兩宛肌付金相渡ス、

(因幡藩) 新屋敷陣營詰切人三人、壹ヶ月給金貳兩二步宛九ヶ月分、

中立荒御門及桂宮様御番所詰中賄方雇切三人、一日金壹朱宛、二月十三日ヨ八月晦日迄、

貳拾人同所交番人宛、在京勤番二月十三日ヨ八月晦日迄、貳百廿六日分一日金壹朱宛手当料、

東山道出兵三拾五人へ肌付金、五兩宛相渡ス、

交番貳拾人へ在勤八ヶ月間給料トシテ合拾兩宛手当給トシテ相渡ス、

帰陣ニ付北野天満宮へ石燈籠一台奉納諸費、

右地料及永代燈明料寄進ス、

ミネール三挺分捕直し筒買入共、東京加藤源蔵払、

玉葉三千、雷丸(管)貳万発代、右同人払、

辰二月ヨ同十一月迄、東山道筋へ出兵中隊中諸雜費支払ス、

一金貳百八拾壹兩貳歩  
 錢三百六拾四文

一金三拾五兩

一金五拾壹兩

一金三拾貳兩貳歩

一金貳百五拾五兩

一金貳百七兩三歩

錢四百文

一金四拾七兩貳歩

一金貳百七拾五兩

一金拾八兩壹歩

一金六拾五兩壹歩貳朱

一金三拾壹兩貳朱

六百五十文

一金拾參兩貳歩

一金拾兩貳歩

一金貳拾八兩

一金五拾七兩三歩三朱

四百四拾壹文

一式百五拾五兩貳歩

出兵中奥州地方直廻覽并東京より早追駕籠諸費及出入宿駅々々人馬賃錢宿駅払メ、

手負病人帰京ニ付腰纏相渡シ七人分、耆人前金五兩宛、

討死、營死七人分、壬生城下、東京天徳寺、京師妙心寺中埋葬地代、建碑料及供養料共、

右招魂場帰郷後開場及ヒ祭典執行費、

右之場所、明治五年迄開増修繕諸費、

辰十一月廿五日帰京、巳二月十八日迄京師滞在中、鳥取藩メ耆人前一日玄米一升宛被下之糧食

米充用之外、諸賄上下一日拾七人自賄之任払分如斯、

右ニ付人夫雇人拾九人一日金壹貫文宛、十一月廿四日メ式月十八日中迄仕払、

一隊帰軍被仰付、依之更衣料トシテ耆人前ニ金三兩宛相渡ス、

鼓士丹羽春三郎雇入、洋服代及小遣金トシテ渡し分、

開兵帰路中飯酒菜料諸払メ、

帰郡一隊父兄親戚及因幡メ送りの方々宴会ニ付諸費、

帰後因幡藩諸家様其他へ廻礼ニ付入用、

調練場開拓ニ付黒鍬払、

河田隊長へ乗物一挺進上代、

因州へ年頭申上、辻啓太郎、高室誠太郎、家来二人共出張ニ付、往返滞在入用并御土産物料共、

出兵中因幡御裏判所ニテ借用金額九百九拾六兩ヲ正金ヲ以、千葉重太郎及山田宗平殿へ、帰後  
 金策ニ付、銀札正金切歩百兩ニ付平均廿五兩貳歩損耗金如斯、

山国五社明神宮座の解体過程 (仲村)

一金貳拾六兩三步貳朱

右別途飛脚ヲ以、東京相渡遣し賃錢及兩氏へ進物羽二重一反宛代共、

一金百拾四拾八兩

歸郡後隊中疾患者六人及討死、營死之家族様へ不取敢見舞金送付ノ分如此、

一金貳百拾兩

出兵一小隊へ春夏兩会更衣料一人前金六兩宛相渡し分、

一金八百七拾五兩

出兵隊中之銘々手元携帶金之額如此費消分、

一金千八拾三兩老步貳朱

京師滞在中、水口備前、河原林大和、辻彦六、鳥居河内ノ諸氏、隊中諸事運動ニ付、外交諸費

二年二月

別帳簿勘定表ノ金額如此、

一金八百八拾九兩壹朱

軍費金借リ入運転利子差入等ニ付支払金額如此、

計金七千七百八拾八兩三步一朱

錢五貫貳百九文共

右償却法方之訳

一金八百七拾五兩

隊中銘々手元携帶金自弁トス、

三年

二年

一金四百拾九兩三步

已年分賞典初度御下ケ金、明治三年九百拾八兩三朱ト錢八貫六百十九文之内、金四百五十九兩

○貳百四十七文宛

ト錢貳百四十七文ハ初年度ニ付、隊中へ半金宛配当分引、殘金負債消却ス、

三年

午年分御下ケ金悉皆負債且利子へ填入ス、

午十一月

一金八百拾六兩貳朱ト

○拾三貫九百廿四文

四年

未年分同上前同断、

一金六百四拾貳兩貳朱

五年

申年分同上、

申年十一月

一金二百貳兩ト

○六百八十八文

説

一金九百九拾六兩

鳥取藩裏判の軍隊へ金度々借り入、(二年)巳二月繰り替金ヲ以返納ス、

一金貳百貳拾五兩

河田隊長の奥州出張借り入、被下切ノ切、(金カ)

論

(慶応四年)  
(辰五月)

一金百貳拾五兩

尾州藩邸ニテ更衣料宛として御藩御被下金、

メ計金四千四百老兩

負債へ償入セシ分、

錢拾四貫

差引

殘金三千三百八拾七兩三步五朱ト

錢九貫七拾貳文共 隊借金殘部

右軍資費消金概略如此有之、此段御届仕候也、

明治五年六月廿五日

旧山国隊總代

藤野 齋

軍部支庁ヲ經テ  
京都府知事宛

藤野が提出したこの取調書は、分裂以前の山国農兵隊と、分裂後の山国隊と親兵組の費用の總決算である。ただし、親兵組関係費用の内訳については不明である。支出總計と「償却法方之訳」の合計と差引の和には若干の誤差があるが、明治五年六月に借金殘部が、また三、三八七兩三步五朱と錢九貫七二文があり、この返済がこの時点の山国にとって重大問題であるのは、きわめて当然であるといわねばならない。先にみたように、明治二年の大野村においては、非名主家の寄付金と「社司仲ヶ間山」立木の売却によって、個人負担の減少を計ったが、



そのために非名主家の宮座加入を承認しなければならなかった。また「社司仲ヶ間」―宮座衆は、共有財産を失うことによって、特権的結合を支える財政的基礎の崩壊を覚悟しなければならなかったのである。

この山国隊、親兵組の負債の問題は、明治二年八月に山国で問題となる奥山一件とか、広河原一件と無関係ではない。河原林安左衛門の日記によれば、この件について八月八日に比賀江村の高田寺で一〇カ村集会が行なわれている。この一件の具体的な事柄はほとんど記載されておらず、不明といわざるをえないが、山国隊、親兵組の双方の者が参会していることは確実である。慶応四年五月下旬、藤野斎は単独で江戸より帰京したが、それは親兵組と統一の問題を解決するためであった。藤野にとっては、この問題を解決しなければ山国隊財政は解決しえないと考えられていた。つまり山国隊の借財が山国各村に割賦されることは明らかであり、この点について親兵組の諒解をうることが必要であったが、この談合は成功しなかった。しかし、戦争が終結し、両隊が帰還すると、山国隊と親兵組は相互の借財返済について統一せざるをえなくなったのであり、それが奥山を広河原村に売却するという形であらわれたのである。河原林安左衛門日記にある「奥山一件」、「広河原一件」とは、まさに郷中借財返済一件であった。

奥山については、はじめに若干ふれたが、現在の京都市左京区広河原町一帯を指し、中世においては山国惣庄山であった。この地域は山国地方の里山にたいして奥山と称されたのである。庄園領主禁裡への貢納木を伐出する杣山であるため、その利益は、惣庄を構成するところの「三十六名八十八家」と称される名主仲間限定されていた。太閤検地を経過し寛永七年にいたって、この山国惣庄山は、中世後期に成立し太閤検地によって徴税支配の単位となった山国八カ村、小塩、黒田三カ村の一・二カ村に分割された。かくして成立した村単位の山は「役

山」と称され、大間検地によって納税主体となった本百姓のうち、伝統的名主を中核とした若干の古住人を吸収した斧役人へのみ利益されることになった。奥山は村単位の「役山」へのみ分割されたのではなく、伝統的名主の「名主山」、山国五社明神の「宮山」が若干残されたのである。このように、近世山国郷においては、中世的惣庄山は解体し、分割された役山の中に名主の伝統的特権が反映するような形が残存し、山国各村を貫通する政治的宗教的組織である五社明神宮座の財政を助けたことは確実であるが、しかし、非名主的役人層の利益権を確立しており、その点で、名主山や宮山のように名主中の意のままになる山林と性格を異にしている。したがって、山国隊、親兵組が生み出した借財は、部分的には参加者、同調者の個人負担および村負担によって補填されたが、その残額については山国総体として処理する必要に迫られたのであり、それは奥山全てを広河原村に売却することで解決しようとしたのである。もちろん、返済すべき借財は戊辰の役にかんするもののみではなく、神領再興・官位拜任一件での費用や、材木売買にかんする木場の借財なども含まれていた。

明治四年一二月、山国は広河原村にたいし奥山の山林四〇町歩余を売却した。<sup>(9)</sup>代金は二、二〇〇両である、広河原村は伝承によると近世初頭奥山管理のための出在家的杣人から出発し、延宝年間にはじめて「村」として認められた。山国の枝郷広河原は本郷役人層の支配にたいし奥山の利用をめぐる闘争を続け、その帰結が奥山の購入となってあらわれるのである。それは山国側からすれば、富井康夫氏も指摘しているごとく、<sup>(10)</sup>山国隊、親兵組を含む山国農兵隊の費用補填のためのやむをえざる措置であった。前掲の明治五年六月の「出兵中自費自弁之取調書」のうち「償却法方之訳」には、奥山代金二、二〇〇両は入れられていない。それは山国一二カ村のうち、小塩および山国本郷八カ村は農兵を出しているから問題はないとしても、黒田三カ村は出征を拒絶したので

あるから、山国小塩九カ村と黒田三カ村との配分の問題があつて、奥山売却金で借金を償却する手続きが容易でなかつたと思われ、したがつて、売却から半年経過した明治五年六月にいたつても、「償却法方之訳」のうちには、この奥山売却金が入っていないと考えられる。

ともあれ、明治四年一二月、近世山国郷において名主中といわれ、とくに幕末には社司中といわれた特権層の財政的基礎は完全に解体した。そして翌五年七月には、先に述べたように、山国隊の大垣における血盟書の署名について、「後々末代ニ至り上下之差別聊無之」きことを宣言したとき、山国名主中、すなわち社司中とも郷士中とも宮座衆とも呼ばれた特権層の存在は、完全に否定されたのである。それは山国五社明神宮座の大袖・棚見両座の座付帳が明治四年でとぎれていることによつても裏付けられる。

- (1) 水口民次郎『丹波山国隊史』三六七、四六五・六ページ。
- (2) 京都府北桑田郡京北町字大野 河原林孟夫氏文書。
- (3) 藤野斎の日記は現在山国自治会（京北町字比賀江）の山国隊関係書類と一括保管されている。
- (4) 水口民次郎 前掲書四七七ページ。
- (5) 京都府北桑田郡京北町字塔 草木延子氏文書 同志社大学人文科学研究所第二研究編の孔版印刷がある。
- (6) 水口民次郎 前掲書五三七・八ページ。
- (7) 野田只夫編『丹波国山国荘史料』一九九号。
- (8) 河原林孟夫氏文書八三号。
- (9) 野田只夫編『丹波国黒田村史料』六四五号 明治四年未極月二八日 広河原山林皆敷完券。
- (10) 富井康夫「近世枝郷広河原村の土地保有と抵抗」（前掲『林業村落の史的研究』所収）。
- (11) 山国神社文書A一九〇～二六六号 座並席札之覚。

## むすびにかえて

以上数項目にわたって縷述してきたことの要点をここに述べて、むすびにかえたい。

慶応二、三年の常照寺一件は、近世を通じて山国の村落社会がいろいろ経験しなかつた事件であつた。それは従来、常照寺の運営に参加してきた名主層が除外され、常照寺膝下井戸村の非名主家今木重三郎によって代表される人々にとって替られたという事件である。新たに常照寺に結集した人々は常照寺侍とか守戸役人と称されるが、その中には非名主家のみならず、井戸の大宅、樋爪、塔の草木、枝郷黒田の井本、西というような名主層も含まれていた。しかし、事件の本質は、常照寺魯山和尚が日記の中でいみじくも指摘しているように、河原林恵次郎と今木重三郎との対比に表現される、名主家と非名主家の矛盾である。したがって、常照寺の挑発によって硬化した名主家は、山国五社明神宮座の強化を企図する一方、みずから常照寺との檀家関係を切断し、神葬祭の組織を結成するにいたつたのである。神葬祭組織は常照寺侍と正面から衝突する組織であり、山国農兵隊の指導者たちが神葬祭参加者であることは、とりもなおさず山国農兵隊結成の意図が、奈辺にあるかを明らかにするものである。すなわち、山国農兵隊の結成は、名主的秩序にたいする違乱者への、きわめて反動的意図をもつものであつた。

この反動的意図については、神領再興・官位拝任一件でより明白になる。その発端は、山国郷内旗本杉浦領五カ村の助郷役拒否であつたが、五カ村の要求するところは、太閤検地以前の山国庄への復帰、すなわち、禁裡の単一支配―神領の再興であつた。それは杉浦領五カ村名主中にとって、常照寺一件にもあらわれている私領と禁

裡領との矛盾を解決する最良の方策とされていたのである。しかし、神領再興は成功しなかった。第二弾として準備されていた官位拝任は、水口、鳥居、河原林、藤野という後の山国農兵隊の指導者にかんする限り成功した。神領再興といい、官位拝任といい、新興非名主層の抬頭、名主層の分裂という現実を解決するため、名主層が山国のすべてを掌握していた中世山国庄の復帰を希求した結果にはかならなかった。

山国農兵隊の結成は、常照寺一件、神領再興・官位拝任一件という、幕末の山国郷が抱えている諸問題を一挙に解決するための行動であったといえよう。その企図は沙汰人の一人、藤野斎が西園寺山陰道鎮撫総督の檄文を知ったときの感慨として述べている中に明らかである。藤野は「社司拝任階梯ヲ得ルノ時至レリ」と官位拝任の解決の機会の到来を述べ、また「久敷沈倫ノ繪旨ヲ復古センモノト企図スル」と、これは神領再興を考えているのであり、そのためにこそ、「名主一統団結蹶起シ」たのが、農兵隊の発端であると断言しているのであって、それ以外のなものでもなかったのである。

しかし、藤野ら名主中の企図とは別に、山国農兵隊は名主層のみの隊編成ではなく、非名主家を従士、刀指の呼称で隊内に包摂したのである。そのことは、隊内に山国郷の矛盾をもちこむ形になったのであり、その結果は既述のように名主層に妥協を余儀なくさせたのであった。慶応四年正月一日、藤野斎は山国五社明神の神前において、農兵隊を代表して「名主一統」の団結を強調したが、それから四〇日後の二月二〇日には、山国隊における名主中心主義は脆くも瓦解するにいたったのである。つまり、常照寺一件以来、山国名主中がとった行動は一貫して反動的であったことは明らかであり、その極が農兵隊の結成であった。しかし、農兵隊には名主と非名主という山国的秩序が持込まれたため、結果において、名主中の意図とは逆に、名主、非名主の身分差を解消さ

説  
せることになったのである。

論

それは奥山の売却でより明確となる。先述のように奥山は若干の名主山、宮山を除いては山国、黒田の二二カ村に分割された役山であった。役山の用益権をもつのは名主を中心とする斧役人であった。したがって、山国隊、親兵組を含む山国農兵隊の借金の返済のため売却することになった時、名主中は、宮座衆以外の役人、つまり非名主家の役人の承認を必要としたのである。すなわち、明治四年一二月の奥山売券において、山国二二カ村の総代が常照寺一件の今木重三郎であることは、このことを象徴している。

結論的にいえば、山国農兵隊の結成は、名主中の反動主義から発したものであったが、農兵隊に非名主層を編成したために、彼らのつき上げによって名主的身分差別の撤廃を余儀なくされ、また明治二年以降においては莫大な借金のために奥山の売却に活路を求めざるをえなくなり、ためにここでも非名主的役人にたいして名主的特権を主張しえなくなった。この時点が血盟書の奥書が記される明治五年であり、それは同時に山国五社明神宮座の完全な解体を意味したのである。